

石巻市公共物管理条例 新旧対照表  
[令和5年4月1日改正]

改正				
区分	形態又は種類		単位	使用料
使用	柱類	第1種電柱	1本につき1年	480
		第2種電柱		730
		第3種電柱		990
		第1種電話柱		430
		第2種電話柱		680
		第3種電話柱		940
		その他の柱類		43
		共架電線その他上空に設ける線類		長さ1mにつき1年
	地下電線その他地下に設ける線類			3
	広告塔		表示面積1㎡につき1年	870
	管類	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年	18
		外径が0.07m以上0.1m未満のもの		26
		外径が0.1m以上0.15m未満のもの		38
		外径が0.15m以上0.2m未満のもの		51
		外径が0.2m以上0.3m未満のもの		77
		外径が0.3m以上0.4m未満のもの		100
		外径が0.4m以上0.7m未満のもの		180
		外径が0.7m以上1m未満のもの		260
		外径が1m以上のもの		510
	駐車場、休憩所、遊戯場、露店、商品置場又は材料置場		使用面積1㎡につき1月	64
農地		1㎡につき1年	5	
採草放牧地			3	
その他	工作物を設置する場合		170	
	工作物を設置しない場合		100	
収益	土砂		採取量1㎡につき	150
	砂			170
	切込砂利			180
	砂利(径8cm未満のもの)			200
	栗石(径8cm以上15cm未満のもの)			200
	玉石(径15cm以上60cm未満のもの)			230
	軽石(径60cm以上のもの)			370

現行				
区分	形態又は種類		単位	使用料
使用	柱類	第1種電柱	1本につき1年	420
		第2種電柱		650
		第3種電柱		880
		第1種電話柱		380
		第2種電話柱		610
		第3種電話柱		830
		その他の柱類		38
		共架電線その他上空に設ける線類		長さ1mにつき1年
	地下電線その他地下に設ける線類			2
	広告塔		表示面積1㎡につき1年	960
	管類	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年	16
		外径が0.07m以上0.1m未満のもの		23
		外径が0.1m以上0.15m未満のもの		34
		外径が0.15m以上0.2m未満のもの		45
		外径が0.2m以上0.3m未満のもの		68
		外径が0.3m以上0.4m未満のもの		91
		外径が0.4m以上0.7m未満のもの		160
		外径が0.7m以上1m未満のもの		230
		外径が1m以上のもの		450
	駐車場、休憩所、遊戯場、露店、商品置場又は材料置場		使用面積1㎡につき1月	64
農地		1㎡につき1年	5	
採草放牧地			3	
その他	工作物を設置する場合		170	
	工作物を設置しない場合		100	
収益	土砂		採取量1㎡につき	150
	砂			170
	切込砂利			180
	砂利(径8cm未満のもの)			200
	栗石(径8cm以上15cm未満のもの)			200
	玉石(径15cm以上60cm未満のもの)			230
	軽石(径60cm以上のもの)			370